

『日向市まちづくり100人委員会』会則

1. 基本理念と目的

“市民による市民のためのまちづくり”を基本理念とし、具体的な政策を提言し、その実現を目指すことを目的とする。

2. 名称と位置づけ

(1)『日向市まちづくり100人委員会』(以下、『100人委員会』と略する。)と称する。

(2)『100人委員会』は、目的を実現するための市民の自主的・自立的な組織である。

3. 構成員

基本理念・目的に賛同する個人で、参加を申込み、登録をした者(市内・市外を問わない。)

4. 全体会の設置と役割

(構成)全体会は全員で構成する。

(主な役割) 代表の選出

分科会での論議の進捗状況の公開

分科会での提言内容の承認・公開

分科会活動の相互発表

「パートナーシップ協定」の承認

「会則」「基本ルール」の承認・改廃

全体に関わる事項の承認

5. 代表の設置と役割

(代表)代表若干名を置く。

(任期)原則1年とし、再任を妨げない。

(主な役割) 『100人委員会』の総括

運営委員会の開催

全体会の開催

提言書の提出

行政との連絡調整(「相互連絡調整会議」への出席)

外部への情報提供等の公式発表

パートナーシップ協定への署名

行政からの要請による各種委員会等への代表としての参画

6. 運営委員会の設置

市民組織としての活動を進めるうえで、経常的な運営について検討・決定し、実行する責任を果たすとともに、各分科会を包括する全体的な連絡調整を行う。

《運営委員会の構成員》

- (1) 代表
- (2) 各分科会の代表(各3名)
- (3) 事務局長(当分の間、市市民協働課担当者が事務局を兼ねる。)

《運営委員の任期》

- (1) 原則1年とし、再任を妨げない。

《運営委員会の主な役割》

- (1) 各分科会活動の状況把握と調整
- (2) 全体会の開催請求並びに運営
- (3) 分科会の新設・増設・再編成等の検討・決定
- (4) 「会則」「基本ルール」の改廃の検討
- (5) 分科会での提言内容(案)の検討・調整・承認

7. 事務局(事務局会議)の設置

『100人委員会』の日常的な運営に関する業務を果たすため、事務局を設置する。

《事務局の構成員》

- (1) 事務局長
- (2) 運営委員より若干名
- (3) 市民協働課担当職員

《事務局の主な役割》

- (1) 『100人委員会ニュース』の発行等広報活動
- (2) 各分科会での討議・活動記録の整理
- (3) 運営委員会・分科会等の日程調整、会場の確保
- (4) 各分科会と行政関係部署との連絡・調整
- (5) 各種文書・資料の作成・発送

8. 分科会の設置

分科会は、『100人委員会』活動の中核をなすものであり、市民生活の基本的な分野について分科会を設置する。

分科会は、『100人委員会』への市民の参加を再募集する時点においては、当面、次のテーマの分科会を設定する。ただし、その後においては、市より提起される課題・テーマ等も含め、必要に応じ分科会を新設・増設または再編成することも考えられる。

《当初設定する分科会のテーマ》

- (1) 教育・文化
- (2) 環境
- (3) まちづくり
- (4) 産業
- (5) 観光
- (6) 福祉・保健
- (7) 行財政

9. 各分科会の構成

- (1) 各分科会に部会長・副部会長・書記を置く。
- (2) 分科会役員を選任及び任期は、各分科会の協議により決定する。
- (3) 各分科会の人数は、概ね 20 人～ 30 人程度とする。

10. 各分科会への参加方法

分科会へは、複数参加することができる。

11. 分科会の新設・増設・再編成等

当初設定した分科会に対して、条件（状況）によっては新設・増設・再編成等が必要な場合は、運営委員会で協議・決定する。

その場合の条件としては、次のような判断要件を基準に検討する。

- (1) 分科会からの要請があったとき。
- (2) 運営委員会で必要と認めたとき。

12. 『100 人委員会』の人数・参加資格および参加申込み

- (1) 公募人数は制限しないものとする。
- (2) 参加資格は、市内・市外を問わない。
- (3) 参加者は、無償とする。
- (4) 参加申込みは、随時受け付けるものとする。

13. 『100 人委員会』の基本ルールは別に定める。

14. 『100 人委員会』（事務局）の所在地

〒883-8555 日向市本町 10 - 5 日向市役所 市民協働課内

【附 則】

- 1 . 本会則は、2002（平成 14）年 2 月 8 日より発効する。